

**報告論文のタイトル：「法と経済学」に対する「法と文学」の眼差し — 「法と文学」運動における Posner 批判を中心に—**

**報告者・共著者**（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

**報告者氏名**：神馬幸一

**所属**：静岡大学人文社会科学部法学科・准教授

**共著者氏名**：坂本真樹

**所属**：静岡大学人文社会科学部法学科・准教授

**論文要旨（800字から1200字、英文の場合は300から450語）**

いわゆる「法と文学（Law and Literature）」研究とは、法学上の議論と文芸理論上の成果とを関連付けようという学究的運動である。この学際的研究は、現在、アメリカ法学での研究と教育の両者において、有力な領域として発展を遂げている。そして、この学際的研究は、1970年代以降において「法と経済学」に対抗する勢力としても成長してきたという側面を有する。

そこで、本稿では、「法と文学」の主流派に属する研究者達が「法と経済学」に対し、どのような批判を展開してきたのかという点を確認し、そのような批判に対する「法と経済学」側から応答を検証するものである。

この「法と文学」と「法と経済学」における相克の中で、「法と経済学」側からの最も手強い論客は、連邦第7巡回区控訴裁判所裁判官あり、法学研究者としても著名な R. A. Posner であろう。彼は、その著書「Law and Literature（法と文学）」において、J. B. White, R. H. Weisberg, R. West のような「法と文学」研究の主流派が展開する見解に対し、一貫して徹底的な批判を展開している。したがって、本稿では、最大の好敵手である Posner に対する「法と文学」の主流派からの批判的眼差しを中心に検討する。

Posner は「法と経済学」における先駆者の一人である。特に1970年代の Posner は、ありとあらゆる法の分野に経済分析を適用して見せて、いかなる法的问题に関しても、この経済学的な道具概念が有用であるかの印象を与えようとしてきた。更に1990年代に至り、Posner は、法の道徳哲学化・理論化傾向に対する批判を先鋭化させた。すなわち、そのような法の道徳哲学化・理論化傾向に対抗する学問的勢力として、彼は1990年代以降、プラグマティズム法学を復興させた（Legal Pragmatism Renaissance）。

これに対し、J. B. White, R. H. Weisberg, R. West のような「法と文学」における主流派は、文学を手段として、法に人間性を取り戻すべきことを主張する。そのことこそが道徳的であるべき法の目的であると「法と文学」の主流派は考えている。そのような（誤解された？）意味で Posner の理論を論破することは、法に道徳的な人間性を求める「法と文学」の主流派における至上命題とされた。

Posner が批判するように「法と文学」研究は、独自の一般化された分析手法を有しておらず、一見すると非常に曖昧な学問領域に思われる。しかし、アメリカ法学の現状を鑑みれば「法と文学」研究は、その裾野を着々と広げ、ますます「法と経済学」の前に立ちはだかろうとしている。このようなアメリカ法学の状況を観察することは、我が国における「法と経済学」の学問的発展の可能性を占う上でも参考になろう。